

概要版

第2次那珂川町男女共同参画計画

【那珂川町女性活躍推進計画】

【那珂川町DV等防止基本計画】

～男女が認めあい 支えあい
一人一人がいきいきと輝く那珂川町～

令和4（2022）年度～令和8（2026）年度

『男女共同参画社会』とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

（男女共同参画基本法第2条）

令和4年3月
栃木県那珂川町

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会の形成について、国では「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である」としています。

根強く残る社会全体における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の存在や、新型コロナウイルスの感染症拡大によって顕在化した配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用、所得への影響等、課題は山積しています。

那珂川町では、平成27年に「那珂川町男女共同参画計画」を策定し、推進施策を進めてまいりました。この計画から現在に至るまでに「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」などが施行され、新型コロナウイルス感染症拡大による生活環境の急激な変化に伴う新しい生活スタイル等、男女共同参画を取り巻く環境は大きく変化してきました。こうした状況の中で、これまでの取組の成果や新たな課題に取り組むべき施策の方向を明らかにし、男女共同参画社会の実現に向けた施策や事業の基本となる「第2次那珂川町男女共同参画計画」を策定しました。

なお、本計画は、「那珂川町DV等防止基本計画」及び「那珂川町女性活躍推進計画」を包含しています。

2 計画期間

計画期間は令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間です。

3 町の将来像

多様な活動において男女がお互いを尊重し、支えあえるように男女共同参画意識を高揚させ、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる環境をつくり、一人一人がいきいきと輝ける男女共同参画社会の実現を目指します。

男女が認めあい 支えあい
一人一人がいきいきと輝く那珂川町

4 基本理念

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (5) 男女の生涯にわたる健康の確保
- (6) 国際的協調



5 意識調査結果【一般】

(1) 男女平等に関する意識について

「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」との考え方について、「賛成」「どちらかといえば賛成」と回答した割合は15.3%で、「反対」「どちらかといえば反対」と回答した割合は70.2%で、性別役割分担意識に対して「反対」の割合が高くなっています。

また、「男女が社会のあらゆる分野で平等になるために重要なこと」という問いでは、「男女を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、習慣、しきたりを改める」が32.8%、次いで「家事・子育て・介護を男女ともに協力し合うこと」が26.6%となっています。

職場において、「福利厚生」や「定年、退職、解雇」については、それぞれ「平等」「ほぼ平等」と回答した割合は69.1%、68.8%となっていますが、「仕事の内容」や「人事配置や昇進」では、「あまり平等とはいえない」「男女の差がかなりある」と回答した割合がそれぞれ37.5%、34.6%となっています。

(2) ワーク・ライフ・バランスについて

「日常生活の中で、「家庭」「仕事」「地域活動」の優先度について、あなたの理想に最も近いもの」を問うと、「家庭」と「仕事」をともに優先」と回答した割合が最も高く、55.0%となっています。しかし、現実に優先しているものを問うと、「家庭」と「仕事」をともに優先」と回答した割合が33.9%で、次いで「家族」を優先」が31.7%、「仕事」を優先」が27.6%となっています。

(3) 社会活動について

社会活動については、「参加していない」と回答した割合が41.3%と最も高く、次いで「PTA、子ども会などの子どもや青少年の育成活動」が37.3%となっています。参加していない主な理由は、「仕事が忙しい」が48.1%、「家事や育児・介護などが忙しいから」が37.2%となっています。男性・女性がともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加するためには、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」と回答した割合が57.4%と最も高く、次いで「労働時間短縮や休暇制度を普及させることで仕事以外の時間をより多く持てるようにすること」が45.9%となっています。

(4) 人権について

「殴る、蹴る、ものを投げつける」といった直接的な暴力については、その行為がDVであると知っている割合が97.9%となっていますが、「殴るふりや物を投げるふりで脅す」、「恫喝」、「避妊に協力しない」、「生活費を渡さない」、「働きに行かせない」、「外出や電話・メール・SNSを細かくチェックする」をDVだと知らなかったという割合が約10~25%となっています。

(5) 男女の働き方や女性の活躍推進について

男性が育児休業や介護休業を取得することに関しては、「積極的に取得した方がよい」「どちらかといえば取得した方がよい」と回答した割合が84.9%となっています。

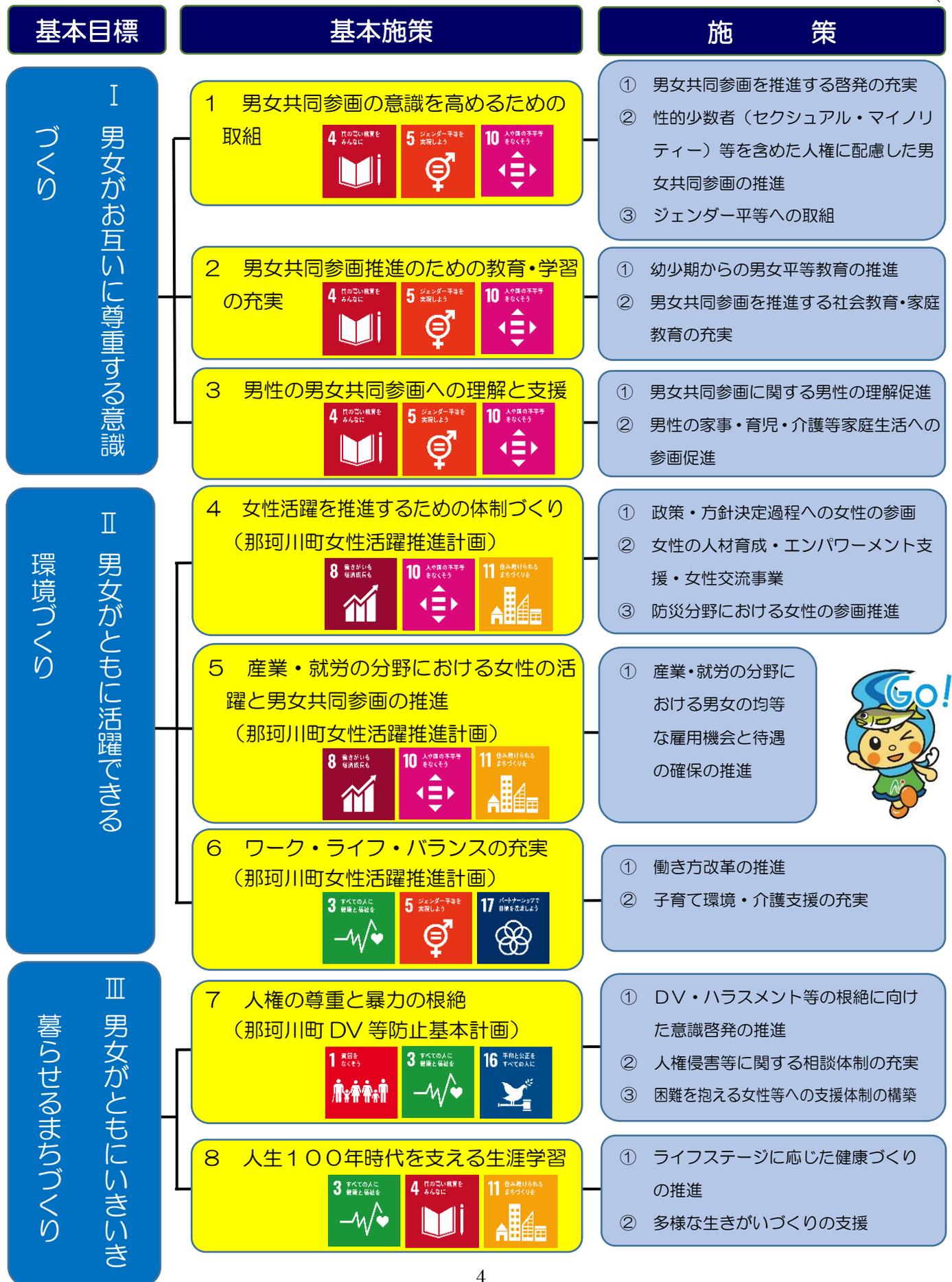
女性が活躍するために特に重要なことは、「男性優位と思われる組織体制を改善すること」が49.3%、「男性が積極的に家事・育児・介護等に参画すること」が47.1%、「様々な分野で女性が活躍することに対する女性自身、または周囲の抵抗感をなくすこと」が42.6%となっています。また、各分野で女性のリーダーを増やすときの障害となっているものが、「家事・育児・介護等におけるパートナーなどの家族の協力が十分でないこと」が62.9%、次いで「結婚したり子どもが生まれたりすると女性が勤めにくい雰囲気があること」が58.6%となっています。

(6) 男女共同参画を推進するための取組について

男女共同参画社会を実現するために、町が力を入れるべきこととして、「子育て支援や介護支援などの公的サービスを充実させる」という問いで、「とても重要」「重要」と回答した割合が最も高く、92.6%となっています。次いで、「家庭生活（家事・育児・介護など）への男性の積極的な参加を促す」が88.9%、「企業などに対し、性別に関わらず働きやすい職場環境づくりの促進について働きかける」が88.7%となっています。



6 計画の体系



7 計画の推進

基本目標Ⅰ：男女がお互いに尊重する意識づくり

男女共同参画社会の実現を果たすためには、町民それぞれが性別に関わらずお互いを尊重する意識をもつことと、根強く残っている固定的な性別役割分担意識又は無意識な思い込みを解消することが必要です。また、国際的な視野に立ち、多様性を踏まえ、性別に関わらず人は皆平等であり、個人として尊重されなければならないという基本的な人権尊重の理念を深く理解することが不可欠です。

そのために、学校・家庭・地域において、子どもを含む各年代に対して、生涯にわたり男女の区別なく主体的で多様な生き方ができるよう、男女共同参画の視点に基づく教育・学習機会の充実に取り組み、男女共同参画意識の高揚を図ります。

基本施策	施策
1 男女共同参画の意識を高めるための取組	①男女共同参画を推進する啓発の充実 ②性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）等を含めた人権に配慮した男女共同参画の推進 ③ジェンダー平等への取組
2 男女共同参画推進のための教育・学習の充実	①幼少期からの男女平等教育の推進 ②男女共同参画を推進する社会教育・家庭教育の充実
3 男性の男女共同参画への理解と支援	①男女共同参画に関する男性の理解促進 ②男性の家事・育児・介護等家庭生活への参画促進

基本目標Ⅱ：男女がともに活躍できる環境づくり

豊かで住みよい地域をつくるには、男女が対等な立場で意見を出し合い、性別にかかわらず、一人一人がそれぞれの能力と個性を発揮し、互いを尊重し、活躍できる環境づくりが求められています。また、男女共同参画社会の実現には、普段から様々な場面で女性の視点を取り入れることが必要です。

そのために、女性が政治、産業・就労分野や地域社会に積極的に参画でき、活躍できる環境づくりを目指します。また、多様な人々が活躍できるよう、ライフスタイルに対応した柔軟な働き方ができる職場環境の実現を図ります。

基本施策	施策
1 女性活躍を推進するための体制づくり (那珂川町女性活躍推進計画)	①政策・方針決定過程への女性の参画 ②女性の人材育成・エンパワーメント支援・女性交流事業 ③防災分野における女性の参画推進
2 産業・就労の分野における女性の活躍と男女共同参画の推進 (那珂川町女性活躍推進計画)	①産業・就労の分野における男女の均等な雇用機会と待遇の確保の推進

3 ワーク・ライフ・バランスの 充実 (那珂川町女性活躍推進計画)	①働き方改革の推進 ②子育て環境・介護支援の充実
---	-----------------------------

基本目標Ⅲ：男女がともにいきいき暮らせるまちづくり

新型コロナウイルスの感染症拡大によって、様々な困難を抱えた女性等の存在、重大な人権侵害であるDV、性暴力が浮き彫りになりました。困難を抱えた女性等への支援やDV、性暴力の根絶が求められています。また、人生100年時代において、男女がいきいきと暮らせるまちをつくるためには、男女が協力して家事・育児・介護等の家庭生活や地域活動に取り組み、男女で支え合う体制づくりが必要です。

そのために、男女が性別に関わらず、互いを尊重し合い、協働して家庭生活が送れるよう、DV等の根絶を目指し啓発を行うとともに、誰もが安心して健康的に暮らすことができる支援体制の構築に取り組みます。

基本施策	施策
1 人権の尊重と暴力の根絶 (那珂川町 DV 等防止基本計画)	①DV・ハラスメント等の根絶に向けた意識啓発の推進 ②人権侵害等に関する相談体制の充実 ③困難を抱える女性等への支援体制の構築
2 人生100年時代を支える 生涯学習	①ライフステージに応じた健康づくりの推進 ②多様な生きがいづくりの支援

.....
8 成果指標
.....

基本目標Ⅰ：男女がお互いに尊重する意識づくり



基本施策1：男女共同参画の意識を高めるための取組

男女共同参画への理解を深めるとともに、あらゆる立場の人々が個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指し、人権尊重や男女共同参画意識の啓発に取り組みます。

また、男女が対等な関係を築くため、個人の生き方の制約につながりかねない慣習やしきたりの中に残る固定的性別役割分担意識の存在を認識し、そのような考え方を見直せるよう、あらゆる世代に対し様々な媒体や機会を通じた広報・啓発活動に努めるとともに、多様性（ダイバーシティ）の観点を踏まえた性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）に関する人権への配慮に向けて、性別にとらわれない多様な生き方を認め合えるよう啓発を行います。

成果指標

項 目	現状値※1	目標値 令和8年度
固定的性別役割分担意識に同意しない人の割合 （「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」の質問で、「反対」「どちらかといえば反対」と答えた人の割合）	70.2%	75%
「社会通念や慣習・しきたり」における男女平等意識 （「男女平等になっている」と答えた人の割合）	15.0%	20%
「性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）」についての認知度 （「性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）」という言葉を知ったことがあり、意味も「知っている」と答えた人の割合）	58.4%	65%
栃木県男女共同参画地域推進員数	0人	2人

※1 現状値は、令和2年度の実績または令和3年に実施した調査結果に基づく数値を記載しています。



基本施策2：男女共同参画推進のための教育・学習の充実

男女平等意識をあらゆる世代に浸透させるため、親たちに対する子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の充実に努めるとともに、子どもの頃からそれぞれの個性と能力を十分発揮し、将来を見通して自己形成ができるよう保育施設や学校における男女平等教育を推進します。

また、固定的性別役割分担意識を問い直し、人権尊重の理念に基づく男女共同参画についての意識を向上させるため、性別に関わりなく一人一人の個性と能力を大切にす生涯学習の充実に努めます。

成果指標

項 目	現状値	目標値 令和8年度
男女共同参画に関する講座の参加者数（5年間の累積数）	72人 (2回開催)	300人 (毎年開催)



基本施策3：男性の男女共同参画への理解と支援

女性が仕事と家庭生活、地域活動等を調和（ワーク・ライフ・バランス）させ自立した生活を送ることができるよう、固定的性別役割分担意識を解消し、男性の家事・育児・介護、地域活動への積極的な参画を進めるために、男女共同参画についての理解を促進する学習機会の提供と啓発、支援を行います。

成果指標

項 目	現状値	目標値 令和8年度
男性従業員が育児休業の該当者がほとんど取得していない事業所の割合	26.9%	10%以下

基本目標Ⅱ：男女がともに活躍できる環境づくり



基本施策4：女性活躍を推進するための体制づくり

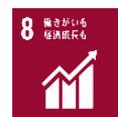
【那珂川町女性活躍推進計画】

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向け、町が率先して審議会等委員への女性の選任に取り組むとともに、町の女性職員については、特定事業主行動計画に基づき、職域拡大及び管理職等への積極的な登用を図ります。

また、女性のエンパワーメント支援のための講座や講演会を実施するとともに、女性活躍の促進を図るため、異業種交流などを積極的に推進していきます。

成果指標

項 目	現状値	目標値 令和8年度
町審議会等委員に占める女性の割合	23.4%	35%
町職員の管理監督職に占める女性の割合	35.0%	40%



基本施策5：産業・就労の分野における女性の活躍と男女共同

参画の推進【那珂川町女性活躍推進計画】

働く場における男女の均等な機会と待遇の確保をさらに推進するとともに、女性が能力を十分に発揮し活躍することができるよう、事業者による積極的改善措置（ポジティブ・アクション）などの取組を促進します。

また、各種ハラスメント等を防止するため、相談窓口の周知や対応策の情報提供を行うとともに、事業所や町民に対する啓発活動を進めます。

さらに、事業主に対し再雇用制度の普及・啓発に努めるとともに、女性の就労支援として学習機会の提供や就職及び起業等の情報提供の充実を図り、支援を行います。女性活躍推進の必要性を事業所に広く働きかけていくため、「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定を支援するとともに、女性活躍や多様性（ダイバーシティ）の推進に取り組む事業所が増えるよう啓発や情報発信などを行います。

成果指標

項 目	現状値	目標値 令和8年度
管理的職業従事者全体に占める女性の割合	23.7%	30%
職場での男女の平等感 （「平等」と答えた人の割合）	39.7%	50%



基本施策6：ワーク・ライフ・バランスの充実

【那珂川町女性活躍推進計画】

長時間労働の削減や労働生産性の向上などの働き方改革を進めることや、男性の育児休業の取得促進、多様な人々が活躍できるようなライフスタイルに対応した多様で柔軟な働き方の導入の重要性等について、関係機関と連携して周知します。また、労働基準法、育児・介護休業法に基づく制度の定着と活用を促進するため、事業所等におけるワーク・ライフ・バランスを実現するための取組が推進されるよう支援を行うとともに、経営者・管理職の理解促進への取組を強化します。

子育てに関する不安や負担感を解消し、男女がともに子育てと仕事や地域活動などを調和させることができるよう、保育施設整備と保育人材の確保の促進、ライフスタイルに対応した多様な保育サービスの提供などのきめ細かな子育て支援策を推進します。

成果指標

項 目	現状値	目標値 令和8年度
ワーク・ライフ・バランスの実際の優先度 (「家庭と仕事ともに優先」と回答した人の割合)	33.9%	40%

基本目標Ⅲ：男女がともにいきいき暮らせるまちづくり



基本施策7：人権の尊重と暴力の根絶

【那珂川町DV等防止基本計画】

男女間のあらゆる暴力の根絶を目指し、町民一人一人がDVは犯罪につながる行為であり、重大な人権侵害であるとの認識を持つよう、周知・啓発するとともに、被害者が安心して相談でき、必要な支援を適切に受けられるよう取り組みます。

また、デートDV・性暴力についても、男女の対等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係の構築に向け、予防や対応に関する啓発を図ります。

成果指標

項 目	現状値	目標値 令和8年度
精神的・経済的・社会的・性的な暴力がDVに含まれると知っている人の割合	78.6%	85%
「DV等の被害にあった」と回答した人の割合	3.2%	根絶を目指す



基本施策8：人生100年時代を支える生涯学習

発達段階に応じて、男女の性の違いや性の多様性、互いの性の尊重を育む教育を行うことで、男女がともに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に対して正しい知識を持ち、妊娠または出産などにおいて双方がより良い協力関係を保つことができます。女性が自らの意思で、心身の特性に応じた保健・医療サービスを選択できる自己決定権が尊重され、生涯にわたって健康な生活を送るための環境づくりを目指します。

また、生涯を通じて、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等ライフステージに応じた身体と心の健康管理・保持増進と生きがいづくりを支援する取組の充実を図ります。

成果指標

項 目	現状値	目標値 令和8年度
特定健康診査受診率（国保）	36.9%	60%
仕事以外に30分以上運動している人の割合	36.2%	40%
那珂よし健康ポイント事業登録者数	599人	1,000人

SDGs17の目標

SDGs（エスディー・ジー・ズ：Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された国際目標で、2016年から2030年までの15年間で世界が達成すべきゴールを表したものです。

発展途上国のみならず先進国も対象となっており、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成されています。

世界中の国々が自国や世界の問題に取り組むことで、すべての人が尊厳を持って生きることができる、「誰一人取り残さない」世界を実現することを誓っています。





第2次那珂川町男女共同参画計画【概要版】

〔那珂川町女性活躍推進計画〕

〔那珂川町DV等防止基本計画〕

那珂川町教育委員会 生涯学習課

〒324-0692 栃木県那須郡那珂川町馬頭 555 番地

TEL 0287-92-1135 FAX 0287-92-3039

E-mail sgaku@town.tochigi-nakagawa.lg.jp